

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第53回）議事録

日 時 令和4年3月23日（水）10:00～10:39

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、島本委員長代理、岩崎委員、工藤委員、渡邊委員  
（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 山西局次長、三浦審議官  
長参事官、野村参事官補佐

### 1. 開会

（長参事官） 委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席賜り、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、藤村委員長、よろしくお願ひいたします。

（藤村委員長） 皆さん、おはようございます。それでは第53回となります「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

議事次第に沿って進めます。

まずは、令和3年度に評価対象となる規制の特例措置について、本日は「地域活性化部会」と「教育部会」における検討状況について報告をいただきたいと思ひます。

まずは、地域活性化部会の検討結果について部会長の島本委員よりお願ひいたします。

### 2. 地域活性化部会報告

（島本委員） まず、資料2のほうを御覧ください。地域活性化部会のほうからは、報告が2件と評価意見（案）が3件ございます。

まず、特例措置番号1226「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業」、2つ目が特例措置番号1230「回送運行効率化事業」について全国展開に係る検討、対応状況を確認しましたので、この報告がでございます。

次に、2番のほうですけれども、今年度の評価対象である、特例措置番号409「地方公務員に係る臨時的任用事業」、特例措置番号1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」、最後に特例措置番号1228「民間事業者による公社管理道路運営事業」の3件につきまして、全国展開に関して検討を行いました。

最初に「対応状況を確認した事項」2件について、次に「評価意見（案）」3件について事務局より報告していただきます。

よろしくお願ひいたします。

（長参事官） 事務局でございます。資料2-1について、まず御説明させていただきたいと思ひます。「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業」、平成25年5月に措置されたものでございます。

四角の箱に書いてありますように、旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならないとされております。

これにつきまして、特区では、黄色の丸になりますが、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認めるといった特例となっております。

主な要件は下の緑の箱に書いてありますが、例えば2つ目のマルにありますように、営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないことといった要件が課されております。

この事業につきましては、平成27年度の評価委員会の意見の中で、「関係省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について平成28年度中に評価・調査委員会に報告する」とされていたところです。その後、平成29年3月、平成30年11月に検討状況を関係省庁から報告いただき、令和元年10月に山形県の大蔵村から状況を聴取したところでございます。改めて、令和3年10月の地域活性化部会で観光庁から御報告いただいたところでございまして、年内に全国展開をするということで回答いただいたところです。

お手元にあります観光庁長官の通知でございしますが、「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について」というものになります。

2つ目のパラグラフでございしますが、特区のみならず全国の地域限定旅行者の営業所で選任された旅行業務取扱管理者が一定の要件の下で他業種との兼任を認めるとされたものでございます。この一定の要件というのは、上で書かれたような要件と同種のものとなっております。

3ページ目でございしますが、ここに一定の要件が書かれております。1つ目として、(1)でございしますが、旅行業務取扱管理者と、旅行者代理業に従事する者が常時連絡を取ることができる体制の構築、(2)として、必要があれば直ちに営業所に出勤できるようにするといった内容が記載されているところでございます。

続いて、1230の特例です。こちらは「回送運行効率化事業」でございします。

お手元の資料の1ページ目を御覧いただければと思います。これまでというところになります。自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けた者が、その業務として回送を行う場合にあっては、回送運行許可番号標を回送自動車の前面及び後面に表示する必要があるといったものでございます。

これにつきまして構造改革特区の特例では、一定の条件の下に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができるとされたものでございます。これにつきましては、昨年度の評価意見におきまして、令和3年度中に全国展開とされておりますが、その際に、運行可能な区域ですとか範囲・距離などについて、改めて部会のほうに整理して報告するよといった指示があったところでございます。これを踏まえまして、12月に開催されました地域活性化部会において報告をいただいたところでござい

ます。

お手元の資料の3ページ目を御覧いただければと思います。右下に回送運行許可番号標様式というものがございしますが、回送運行を行う際には、こういった番号を車の前面と後面につけなければならないといったものになります。

これについて特区の特例では、5ページ目でございますが、代替措置の内容ということで図が出ております。回送経路が公道を横切る場合については、前面のみ回送運行許可番号標を取り付けることでよいとすること。回送経路が公道横断以外の場合、具体的には公道を走行するということにはなりますが、その場合は前面のみ許可番号標でよいのですが、後面には何らかの表示を取り付けるようにということで、一定の要件が課されているところでございます。

具体的に走行できる範囲につきまして、今回国土交通省から示されましたものが通し番号の9ページ目でございます。左手のところになります。工場から船積み港へ運ぶ間、また、真ん中のほうになります。船揚げ港から架装工場とか会社の納整センターへ運ぶ場合、架装工場は装備を取り付ける工場、販売会社納整センターは納車整備やオプション品の取付けなどを行うところになります。こうした範囲までは、この回送運行効率化事業でも認められていたもので、全国展開するといったものでございます。

対象範囲外となりますのは、販売会社の店舗ということで、これは通常、市内に設置されている場合がございますが、そうしたところへの公道等については対象外ということになります。これらにつきましては、今、特区で認められているものを制限するようなものではございませんので、この範囲で問題ないだろうということで報告いただいて、部会のほうでも御理解いただいたところでございます。

以上が報告事項の説明でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました2つの案件について、御質問、御意見ございましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(藤村委員長) では、今の2つの報告事項について、評価委員会としては了解としたいと思います。

続いて、評価意見(案)について説明をお願いいたします。

(長参事官) 事務局でございます。

評価意見の案でございますが、特例措置番号409でございます。資料2-3を御覧いただければと思います。

お手元の資料の3ページ目でございますが、「地方公務員に係る臨時的任用事業」ということで、地方公務員の臨時的任用期間は6か月以内で、1回に限り更新することができるといったものについて、特区の特例では、1年を超えた臨時的任用を行う

ことにより、地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政が可能となるといったものでございます。

これにつきましては、評価意見（案）、1ページを御覧いただければと思います。本特例は、地方公務員法の特例であり、必要な資格を有する者を臨時的に任用した際、任期満了後にその後任が確保できない場合などに1年を超えての任用を認めるといったものでございます。

本特例が設けられた後、平成16年でございますが、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（いわゆる「任期付職員法」）の一部改正法が成立し、これにより、任期を3年以内とする任期付職員制度が設けられたところでございます。このため、平成16年度下半期の評価委員会では、その改正任期付任用法によりまして本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成17年度下半期の評価の時期に、その状況を報告することとされたところでございます。

その後、平成17年度下半期、平成22年度、平成25年度の評価・調査委員会で任期付任用職員制度への移行状況が確認されたところでございますが、依然として特例を活用する地方公共団体があったところでございます。これにつきまして関係省庁からは、地方公共団体への調査結果といたしまして、任期付任用、新しい制度のためには、条例を整備することが必要だといった話ですとか、また、臨時的任用の場合は人件費を抑えることができる一方、任期付任用にしてしまうと人件費は増加するといった話ですとか、任期付任用にすると条例の定数に含まれるといった話があったということでもございました。

一方で、この特例を活用している臨時職員について、正社員と責任や勤務内容に余り相違がないが、勤務条件には処遇の格差があるといったこと、地方公務員の規定による身分保障がないといった弊害について、活用自治体におきましても認識されているといった報告をいただいたところでございます。

このため、関係府省庁において、引き続き、任期付職員制度の周知・普及を進めることになったところでございますが、一方で、臨時・非常勤職員の任用については、任用制度の趣旨に沿わない任用が見られていることから、平成29年に地方公務員法が改正されておりまして、臨時的任用の厳格化、また、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化などの見直しが行われたところでございます。こちらにつきましては、令和2年4月施行となったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成29年度の評価・調査委員会は評価意見におきまして、まず関係府省庁は任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努めるということ。臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直し、任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらには、これらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行うとされたところで

ございます。そうした状況を踏まえまして、2021年度に改めて評価を行うというのが、平成29年度の評価意見でございます。

この方針を踏まえまして、今年度の評価・調査委員会（地域活性化部会）におきまして検討が行われたところでございます。

1つ目のポツでございますが、本特例の活用自治体においては、令和3年11月までに任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用へと移行したことが確認されました。一方で、全ての地方公共団体を対象として実施した令和3年夏の調査では、42自治体から当該特例の活用の可能性についてコメントがありました。このため、これらの地方公共団体に改めて調査を行い、その結果、任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用で対応できることも確認されたところでございます。

特例措置の充足性につきましては、総務省から説明があったところでございますが、会計年度任用職員につきましては、任用は一会計年度の範囲内で行うが、再度の任用が可能ということで、同じ職員を1年を超えて任用することが可能であるという御説明があったところでございます。

以上の結果を踏まえまして、評価・調査委員会の地域活性化部会では、当該規制の特例措置について「弊害の予防等の措置が確保され全国展開された」とものと評価するとされたところでございます。

続きまして、資料2-4について御説明させていただきます。特例措置番号1219になります。

2ページ目でございますが、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」でございます。長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に限り、車両総重量等にかかる保安基準の特例を受けることができるとされているものでございますが、これについて、特例の中では、必ずしも分割不可能なものでなくても、一定の要件を満たす場合、保安基準を適用しないことにより走行が可能となるといったものでございます。

主な要件といたしましては、地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施するというものです。

港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されることが要件となっております。

評価意見でございますが、1ページ目に戻っていただきますと、⑥のところになりますが、評価・調査委員会による調査では、千葉県、木更津市、北九州市ともに輸送コストやCO2排出量などの低減効果が確認されたところでございます。

関係府省庁の調査ではというところ、真ん中辺りになりますが、道路への影響について、定期的な点検を行い、道路への影響は生じていないことを確認しているとのことです。

また、交通安全面につきましても、交通事故やヒヤリハット等の事案は生じていな

い、他の交通への影響はないという調査結果をいただいております。

このため、地域活性化部会の審議においては、輸送コスト、CO2排出量などで低減効果が生じていること。また、2つ目のポツでございますが、特例で定められた要件を満たす限り弊害は生じていないことが確認されたことから、本特例措置は全国展開することが適当との評価をいただいたところです。

今後の対応方針でございますが、関係省庁において、令和4年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずることとなっております。

最後に、資料2-5を御覧いただければと思います。特例措置番号1228ということで、資料2-5の2ページ目を御覧下さい。

公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されているといったものでございますが、これにつきまして、黄色の丸でございますが、公共施設等運営権を有する民間事業者に通行人徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするものになっております。こちらにつきましては、現在、愛知県1件でこの特例を活用しているものになります。

評価意見でございますが、1枚戻っていただきまして1ページ目でございます。評価・調査委員会による調査というところでございますが、パーキングのリニューアルとかサービスの向上というのが一定確認されたところでございます。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営権の対価とか通行台数、目標を大きく下回っておりますが、公社と運営権者が締結している実施契約書に規定された費用分担によりまして、安定した経営状態が引き続き確保されていることが確認されました。

一方で、関係省の調査でございますが、令和2年度は交通料・料金収入とも計画値を大幅に下回り、運営権対価の支払いが一部先送りにされてございますが、在宅勤務をはじめとするニューライフスタイルにより交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクがあること。

そして、3点目でございますが、料金の弾力的な値下げを行っても、運営権者が収入を確保し、公社に対して建設債務の償還に必要な運営権対価が支払われるように、近傍に立地する商業施設等の運営と連携して公社管理道路の運営を行うこととなっていたが、その事業実施にまだ至っていないということが確認されたということでございました。

このため、関係省におきましては、全国展開による弊害の発生の有無について、現時点で判断することは困難といった回答をいただいたところでございます。

地域活性化部会の審議においてはというところでございますが、コンセッションという考え方については、行革にも経済にもプラスと考えられること。ただ、インフラでもコンセッションになじむものとそうでないものがあると考えられること。

本特例は活用自治体が1件しかないため、特殊な案件となっている可能性があること

いった意見が出たところでございます。

そのほか、コロナの状況もあって利用者数が減って収益確保が難しくなっていることから、もう少し時間をかけて見たほうがよいのではないかなどの意見があったところでございます。

以上のことから、地域活性化部会においては、コロナの状況が落ち着いた段階で、愛知県以外の自治体における特例活用の状況も見た上で改めて評価することが適当と判断するといった評価となっているところでございます。

以上、地域活性化部会の評価意見、3件御報告させていただきました。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

まず、「地方公務員に係る臨時的任用事業」については、弊害の予防等の措置が確保され全国展開されたものと評価。

それから、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」については、全国展開。

3つ目の「民間事業者による公社管理道路運営事業」については、もう少し様子を見て判断しましょうということが部会での議論ということになります。

何か御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、今の特例措置番号409、1219、1228につきましては、地域活性化部会の評価意見(案)を委員会評価意見として了承することにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

### 3. 教育部会報告

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

続きまして、教育部会の検討結果について御報告をお願いいたします。部会長の岩崎委員よりお願いいたします。

(岩崎委員) それでは、お手元の資料3を御覧いただければと思います。

教育部会では、特例措置番号834(835)「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」という1点について、全国展開が可能かどうかの検討を行いました。

評価意見(案)につきましては、事務局より御報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(長参事官) 事務局でございます。資料3を御覧いただければと思います。

資料3-1の3ページ目でございますが、「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」ということでございます。

公立学校及び社会教育施設、具体的には公民館、図書館、博物館等ございますが、そうしたものの管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行する

とされているところでございます。

これにつきまして、構造改革特区の活用では、首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となるといったものでございます。

これにつきましては、現在、岩手県の遠野市が活用しているところでございます。

評価意見案につきましては、1 ページ目に戻っていただければと思います。⑥のところでございます。

評価・調査委員会の調査では、本特例の活用によりまして、市長部局が一括して予算を確保することから修繕等のスムーズな対応ができていることといった効果を挙げております。

一方で、学校から見た場合には、修繕等の問合せをする場合に市の管財担当と市の教育委員会の両方に連絡を取る必要があるということで、負担増となっている可能性があるといったことも報告させていただいております。

なお、前回評価時と比較して管理費の減少、また社会教育施設の利用者数で何らかの効果が見られていることが確認できなかったところでございます。

また、学校施設の目的外使用許可の権限につきましては、引き続き教育委員会にあるということで、市長部局に移した場合の政治的中立性の弊害などについては確認できなかったところでございます。

そのほか、「また」というところで記載がございますが、事務局が遠野市から聴取した内容といたしまして、遠野市の職員数は300人弱ということで、1人の職員が幅広い業務をこなしており、特区を活用して市長部局と教育委員会事務局の役割分担が明確化したことで、かえって非効率な業務態勢となった可能性があるといった話をいただいたところでございます。

関係省庁の調査ではというところがございますが、事務局が報告した内容とほぼ同じような内容となっております。

その中で、そのほかというところがございます。第9次地方分権一括法によりまして、公立社会教育機関の移管特例が設けられたということです。当該移管特例は、特例措置番号835（社会教育施設）が物的管理のみが対象となっていることと比較して、いわゆる人的管理、運営管理も含めて施設の管理全体を対象としているということで、広い意味での運営が認められているといった話がございました。

教育部会の審議においてはというところが、次のところでございます。

本案件は自治体のキャパシティ、これは職員数ということになるかと思いますが、課題は見られるものの、学校をはじめとする公共施設の有効な活用は重要と考えられること。

遠野市については、現段階での判断は慎重に行う必要があるものの、一般論としては、学校や社会教育施設等を合築する方向性は諸外国ではよく見られるといった意見をいただいております。



また、政治的中立性の考え方について、関係省庁への質問がございました。

こうした質疑の後、今回の調査結果等を踏まえまして、教育部会では以下のとおり取りまとめを行ったとなっております。

事務局の調査では、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保することができたため、学校施設の軽微修繕等をスムーズに行うことができたことを確認できた。また、学校施設の管理及び整備については、教育委員会と市長部局が連携して事務を進めることができ、平成25年4月から、それまで8校だった学校を3校に統合したとのことでございました。

一方、施設管理費や社会教育施設の利用者数を見ると、数字上の効果は余り確認できなかった。また、業務処理の流れも、学校から教育委員会を經由して管財担当に連絡がいく場合もあったということで、かえって業務が輻輳し、手間がかかっている部分もあった。

なお、教育における政治的中立性の問題については、目的外使用の許可は引き続き教育委員会が行っており、弊害の有無も含め、現段階では課題等を確認できなかった。

文科省の調査結果においても、同様の指摘がされている。

職員数が少ない小さい自治体では、役割分担を明確化することでかえって非効率な業務態勢となってしまう部分もあり、そうした中で、実態に合わせた形で、特例の本来趣旨とは少しずれた形で運用が進められていた印象がある。

今回、手続上の瑕疵も指摘されたところであり、遠野市と文部科学省及び内閣府事務局とで、手続の見直しも含め、特例が効果的に活用できないか相談いただき、一定程度まとまった段階で改めて部会に報告すること。

その他、特例措置番号835については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認できたといった取りまとめとなっております。

今後の対応方針でございますが、活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告するとされたところでございます。

なお、社会教育施設につきましては、全国展開されていることが確認されましたので、一部全国展開ということでございます。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

ただいまの報告について、御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、特例措置番号834(835)につきましては、教育部会の評価意見(案)を委員会評価意見として了承することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

#### 4. その他

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

本日の議題は以上なのですが、事務局から報告事項があると聞いておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(長参事官) 事務局でございます。

資料4-1を御覧いただければと思ひます。「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」ということで、2月18日に閣議決定、国会に提出させていただいているものとなります。これにつきまして簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

今回の法律案では、新たに2つの特例を設けております。

1つが、学校教育法の特例ということでございます。現在、大学への編入学が認められているところといたしまして、短期大学、高等専門学校、また専修学校の専門課程ということでございますが、これに新たに職業能力開発短期大学校、ここは職業訓練を行うところでございまして、厚生労働省所管の法律に基づくものになりますが、そこで、高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者について、特区の区域内で大学に編入学できることとするといった特例となっております。

これによりまして、地域の職業能力開発短期大学校修了生のリカレント教育の促進ですとか、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を備えた、地域産業の発展に資するイノベーティブな人材育成に資するものと考えております。こちらにつきましては、熊本県と長野県から具体的な要望をいただき、文部科学省と調整いたしまして、構造改革特区の特例として設けるということで整理させていただいたものになります。

2点目でございますが、革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進ということで、国立大学法人法の特例でございます。国立大学法人が土地の貸付けを行う場合には、文部科学大臣の認可というものがなくなってまいります。これを手続を簡素化するということが文部科学大臣への事前の届出で代えるものでございます。

四角の箱に書いてございますが、革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の所有に属する土地等の貸付けを行う場合については、文部科学大臣への事前の届けをもって代えることができることとするということでございます。

民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時を捉えた事業実施が可能になると考えておまして、こちらにつきましては、つくば市などから要望があったことを踏まえまして、文部科学省と調整いたしまして構造改革特区の特例として設けることとなったところでございます。

そのほか、区域計画の認定を受けようとする地方公共団体等に対する援助に係る規定の追加ということで、こちらは8月に行いましたアンケート調査の中でも、各種情

報提供を求める意見があったことを踏まえまして、法律の中に新たに設けたものでございます。地方公共団体からの相談において必要な情報の提供及び助言を行うとされたものでございます。

最後に、4番目でございますが、新たな特例に係る提案募集期限、認定申請期限に係る期限の延長ということでございます。今年度末までとされているものにつきまして、令和9年3月31日まで延長するとなっております。

以上の内容とする法律案を国会に提出させていただいておりますので、御報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいま事務局から報告いただきました件について御意見、御質問ございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、島本さん。

(島本委員) 御説明いただいたと思うのですけれども、1点目、2点目のところについては、特区の範囲で特例措置として認めるものなので、特区法そのものの一部改正が必要な案件ということでいいですか。

(長参事官) 構造改革特区法の中に書き込ませていただいたものでございまして、具体的には各自治体から区域計画を出していただいて認められた場合に、この特例が適用されるといった流れになります。

(島本委員) これが閣議では決定されているので、予算案の後とかに改正の手続を。

(長参事官) 国会のほうで御審議いただいているところになります。

(藤村委員長) よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

つくば市、筑波大学はやたら広いのです。だから、そこの敷地の一部を使って、民間企業との共同研究とか、そういうところにやりやすいようにということなのではないか。

(長参事官) 迅速にできるようにということで、手続の簡素化を求めているもので、市から要望をいただいたところでございます。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。

(長参事官) 特にございません。

## 5. 閉会

(藤村委員長) 分かりました。

それでは、今日はこれで閉会ということになります。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、またオンラインで工藤先生、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。

本日、これもちまして終了といたします。どうもありがとうございます。